日医工MPI行政情報

http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/

消費税による改定率予想
（日医工MPI予想）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）
資料作成：長岡俊広　（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第4828
資料監修：菊地祐男　（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第4217

資料No.20130110-299

株式会社日医工医業経営研究所

Copyright©2013 Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

消費税と改定率のMPI予想

年月	消費税率	分類	（算定式）	改定率（対医療費ベース）		
1989年4月	3%（+3%）	診療報酬	10/100（課税対象）×1.2%（消費者物価への影響※1）×0.9（在庫調整）＝0.108%	+0.11%		+0.76%
		薬価	3（%）×0.9（実納入価）×0.9（在庫調整）＝2.43%〔薬価ベース〕 ・・・・・・・・・・・・・・・2.43%〔薬価ベース〕/3.73（係数※2）＝0.648%〔医療費ベース〕	+0.65%		
1997年4月	5%（+2%）	診療報酬	21.5/100（課税対象）×1.5%（消費者物価への影響※1）　＝0.323%	+0.32%	+1.25%	+0.33%
			通常改定分（＋0.93%）	+0.93%		
		薬価	（105/103）−1（2%上乗せ分）×20.9%（薬剤費の割合）＝0.406%〔医療費ベース〕	+0.40%	−0.92%	
			通常改定分（－1.32%）	−1.32%		
2014年4月（予想）	8%（+3%）	診療報酬	20/100（課税対象＝推定）×2.16%（消費者物価への影響※3＝推定）＝0.432% ［高額設備投資分を含む。ただし中医協などで分離する案が検討中］	+0.43%	+1.83%	+1.28%
			通常改定分（＋1.40%）［2012年度と同程度のプラス改定を予想］	+1.40%		
		薬価	（108/105）−1（3%上乗せ分）×25%（薬剤費の割合※4）＝0.714%〔医療費ベース〕	+0.71%	−0.55%	
			通常改定分（−6.0%）〔薬価ベース〕→（−1.26%）〔医療費ベース＝2012年度実績〕 ［2012年度と同程度と予想］	−1.26%		
2015年10月（予想）	10%（+2%）	診療報酬	20/100（課税対象＝推定）×1.5%（消費者物価への影響※5＝推定）＝0.30% ［高額設備投資分を含む。ただし中医協などで分離する案が検討中］	+0.30%		+0.76%
		薬価	（110／108）−1（2%上乗せ分）×25%（薬剤費の割合※4）＝0.463%〔医療費ベース〕	+0.46%		

※1；消費者物価の影響率「1.2%」（1989年、経済企画庁）、「1.5%」（1997年、経済企画庁）
※2；薬剤費2.43：医療費0.65＝係数「3.73」（1989年実績）
※3；2014年4月予想の消費者物価の影響率「2.16%」（［2%up：1.5%］→［3%up：2.25%］→2.25%の96%＝2.16%）
※4；2009年度の国民医療費における薬剤比率（24.6%）から「25%」とした
※5；2015年10月予想の消費者物価の影響率は1997年と同様の「1.5%」とした

1997年の消費者物価指数比96%とした

自民党のインフレ政策が奏功と仮定

Copyright©2013 Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

1989年4月の対応①

1989年4月の診療報酬改定率（薬価分＋診療報酬分）

0.65% ＋ 0.11% ＝ 0.76%

医療機関の費用構造

医療機関の費用には、消費税の考慮を必要としない費用も多いため、
消費税を考慮すべき項目の割合から改定率を計算する必要がある

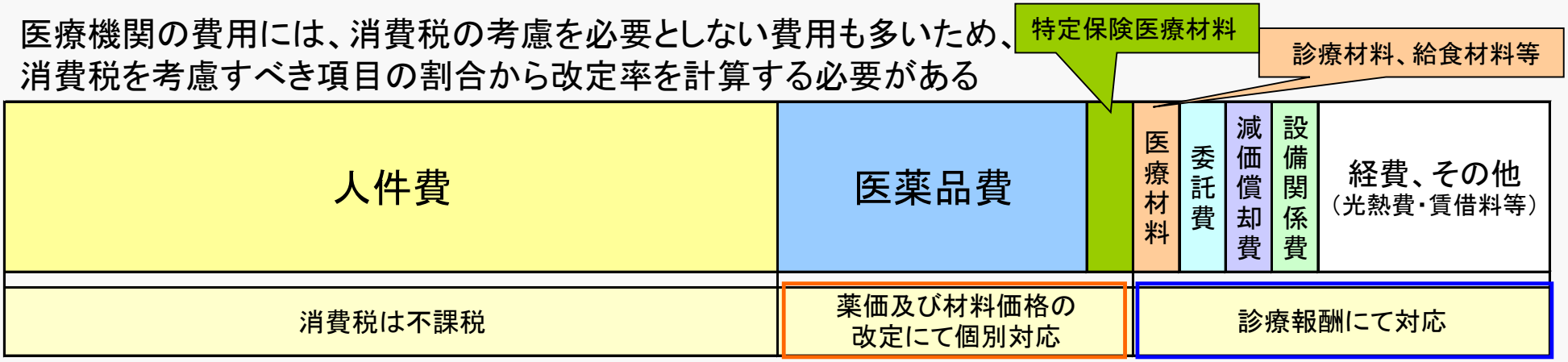

薬価（薬剤費）分

在庫1ヶ月分の調整率

薬価ベースを医療費ベースに換算［1/3.73］

3% × 0.9 × 0.9 × 約1/4 ＝ 0.65%

消費税3%

消費税導入時の薬価算定方式（バルクライン方式）は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている

（参考）2012年7月27日　第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料［税2-3］

Copyright©2013 Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

1989年4月の対応②

診療報酬分

100%					
51.6%	20.4%	3.7	10.3%	4.0	10.0%
人件費 消費税不課税	薬剤費 薬価基準分	価格低下品目	非課税品目	主要でない項目	診療報酬相当分

在庫1ヶ月分の調整率

10.0%×（1.2/100）×（10/11）

＝ 0.11%

消費者物価への影響（経済企画庁が試算した消費者物価指数）
市場取引でも課税対象のものと対象外のものあるため、平均的に1.2%上昇すると試算

項目	比率・指数	改定当時の各項目の考え方
人件費	51.6%	国民医療費と医療経済実態調査に基づく医業費用に占める人件費の割合から算出。
薬剤費	20.4%	国民医療費と医療経済実態調査に基づく医業費用に占める薬剤費の割合から算出。
価格低下品目	3.7%	消費税による影響が明らかであると考えられる項目であっても、当該物品等の当時の近時の価格の動向に鑑みれば、改定を行う必要はなく、むしろ診療報酬が公共料金としての性格を有していることに照らし、引上げを行うことが適当でないとされた品目。（歯科材料、ダイアライザー、フィルム、検体検査実施料（試薬以外）、コンピュータ画像診断）
非課税品目	10.3%	医業費用のうち、消費税が課税されないと考えられる品目。
主要でない項目	4.0%	医業費用のうち、人件費、医薬品費等を除いた残りの費用。
在庫一ヶ月分調整率	10/11 （0.9）	消費税導入時（平成元年4月時点）に医療機関が在庫として抱えている医薬品には、それを購入した際に消費税が課税されておらず、その分についても消費税導入の影響を考慮することは不適切であるため、消費税導入の影響を調整するための率。
消費者物価への影響	1.2/100 （0.012）	消費税が課税される項目と課税されない項目が混在していることに鑑み、消費税の導入又は引上げが一般の消費者物価指数に与える影響と同等であると仮定して、乗じられた数値。

（参考）2012年7月27日　第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料［税2-1］

Copyright©2013 Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.